

2024年8月26日

M&A仲介協会、不当なM&A取引防止に関する取り組みを強化 -悪質な譲受け事業者の情報共有を目的に「特定事業者リスト」の運用開始-

M&A仲介業自主規制団体である一般社団法人M&A仲介協会（以下、当協会 / 所在地：東京都千代田区 / 代表理事 荒井 邦彦 / URL：<https://www.ma-chukai.or.jp/>）は、不当なM&A取引の防止に関する取り組みを強化するため、2024年10月1日より悪質な譲受け事業者の情報共有の仕組みである「特定事業者リスト」の運用を開始し、自主規制ルールに準ずる規約として「特定事業者の情報共有の仕組みに関する規約」を策定したことをお知らせいたします。



M&A仲介協会

M&A Intermediaries Association

不当なM&A取引の防止に関する取り組み強化の背景

当協会は、中小企業庁が中堅・中小企業のM&Aを推進するために取りまとめた「中小M&A推進計画」に基づき、公正で円滑な取引を推進し、M&A仲介業界の健全な発展に取り組むことを目的に2021年10月に設立されました。中小企業庁の中小M&Aガイドラインに関する啓発と遵守の促進、M&A支援人材の育成サポート、M&A仲介に係る苦情相談窓口の運営等に取り組んでおり、2024年1月にはM&A仲介業界のあるべき姿を倫理規程として定め、広告・営業、コンプライアンス、契約重要事項説明というM&A支援における重要な3つの領域における自主規制ルールを策定・施行等、業界の課題解決とさらなる質の向上につながる活動を行っております。

2024年8月現在、104社の正会員（仲介会員及び金融会員）及び協賛会員と幹事会員3社の計107社で運営されています。

近年、中小企業の後継者問題の解決策のひとつとしてM&Aが広まり、成長の手段としても活用されるようになった一方で、悪質な譲受け事業者（※）の存在が問題になっています。当協会では、会員に向け、このような悪質な事業者の依頼は受けない、関与しないよう注意を呼びかけ、顧客企業及びその利害関係者への被害抑制に取り組んでまいりました。

このたび当協会は、M&A仲介業界の自主規制団体として、不当なM&A取引の防止に関する取り組みをさらに大きく強化することで、M&A支援の質を確保させ、業界全体の信頼性向上を目指します。

※悪質な譲受け事業者……譲渡企業の経営権を取得後、譲渡側経営者の個人保証の解除を行わず、対象会社の現金などの資産を抜き取った上で、そのまま事業を放置したり、失踪したりなどする譲受け事業者を指します。

不当な M&A 取引の防止に関する具体的な 2 つの取り組み

■2024 年 10 月より「特定事業者リスト」の運用開始

-悪質な譲受け事業者の情報共有の仕組み-

「特定事業者リスト」は、当協会会員限定の悪質な譲受け事業者の情報について照会が可能なセキュアなシステムのことです。各会員が悪質な譲受け事業者の情報を得た場合、当協会に通報します。当協会は、審査の結果、悪質な譲受け事業者であると判断した場合に「特定事業者リスト」に該当する事業者の情報を登録します。その情報を各会員は検索して確認でき、会員各社の譲受け事業者のチェック機能の一部として活用することが可能となります。

現在、100 社を超える会員がいる中、国内における多くの悪質な譲受け事業者の情報を網羅できると想定しています。2024 年 10 月 1 日より運用を開始し、特定事業者の情報共有の仕組みに賛同する各会員が利用可能となる予定です。

■「特定事業者の情報共有の仕組みに関する規約」の策定

-「特定事業者リスト」を中心とした会員の適切な M&A 取引実行のためのルール-

2024 年 1 月より施行した「自主規制ルール」に準ずる規約として「特定事業者の情報共有の仕組みに関する規約」を策定いたしました。

同規約は、適切な M&A 取引の実行を期することを目的とし、上述の「特定事業者リスト」を中心に、会員が不当な M&A 取引に関与することを防止し、顧客企業及びその利害関係者の被害を抑制するために策定したルールです。施行は「特定事業者リスト」の運用と同様に 2024 年 10 月 1 日を予定しております。

今後の M&A 仲介協会の取り組みについて

当協会では、公正で安全な M&A 仲介を推進し、中堅・中小企業の持続的成長と日本経済の発展と維持に寄与することをミッションとし、活動してまいりました。現在、中小企業庁に登録している M&A 支援登録機関は 2,766 件、うち半数以上に該当する 1,482 件が 2020 年代に設立した機関※となっており、これまで以上に M&A 支援の質が求められている状況にあります。

当協会では、会員数の増加にともない、会員各社および業界全体の M&A 支援の質をさらに高めることが重要と考えており、「中小 M&A ガイドライン」および協会として策定する「自主規制ルール」の遵守徹底を図ることで M&A 仲介業界全体で M&A 支援の質を確保し、業界全体の信頼性向上につなげてまいります。

※中小企業庁（令和 6 年 8 月 20 日）M&A 支援機関登録制度に係る登録フィナンシャル・アドバイザー及び仲介業者の公表(令和 6 年度公募(7 月分))について

【M&A 仲介協会概要】

名称：一般社団法人 M&A 仲介協会

英文名称：M&A Intermediaries Association (MAIA)

設立日：2021 年 10 月 1 日

役員：

<代表理事>

荒井 邦彦（株式会社ストライク）

<理事>

久保 良介（株式会社オンデック）

佐上 峻作（株式会社 M&A 総合研究所）

篠田 康人（名南 M&A 株式会社）

中村 悟（M&A キャピタルパートナーズ株式会社）

三宅 卓（株式会社日本 M&A センター）

<監事>

弁護士 菊地 裕太郎（菊地綜合法律事務所）

所在地：東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 20

URL：<https://www.ma-chukai.or.jp/>